

○厚生労働省告示第九十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者を次のように定め、平成二十年四月一日より適用し、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成十八年厚生労働省告示第百三十九号）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月十九日

厚生労働大臣 舛添 要一

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号に規定する厚生労働大臣が別に定める者は、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示五十九号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号J039に掲げる血漿交換療法（慢性C型ウイルス肝炎に係るものに限る。）、区分番号K180の3に掲げる頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）、区分番号K443の3に掲げる上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、区分番号K444の4に掲

げる下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。））、区分番号K 4 8 7の3に掲げる漏斗胸手術（胸腔鏡によるものに限る。）、区分番号K 5 1 4―5に掲げる移植用部分肺採取術（生体）、区分番号K 6 0 9―2に掲げる経皮的頸動脈ステント留置術、区分番号K 7 4 3の5に掲げる痔核手術（脱肛を含む。）（PPHに限る。）、区分番号K 7 5 4―3に掲げる腹腔鏡下小切開副腎摘出術、区分番号K 7 6 9―3に掲げる腹腔鏡下小切開腎部分切除術、区分番号K 7 7 2―3に掲げる腹腔鏡下小切開腎摘出術、区分番号K 7 7 3―3に掲げる腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、区分番号K 7 9―3に掲げる腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）、区分番号K 8 4 1―4に掲げる焦点式高エネルギー超音波療法（一連につき）、区分番号K 8 4 3―3に掲げる腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術、区分番号K 9 1 5に掲げる生体臓器提供管理料及び区分番号K 9 3 9に掲げる画像等手術支援加算を受ける患者とする。